

令和6年12月28日をもちまして、運行を終了しました。



「行田市デマンドタクシー」をご利用ください



行田市では、市内循環バス等の停留所までの移動が困難な高齢者及び障害者の方の移動手段を確保するため、「行田市デマンドタクシー」事業を実施しています。

日常の外出に、是非ご利用ください。

●行田市デマンドタクシーとは？●

利用者の希望時間・乗降場所の要望（デマンド）に応じて、低料金で運行する公共交通サービスです。バスのように乗り降りできる場所が決められていますが、時刻表はありません。また、タクシーのように電話で呼べば自宅まで迎えに来てくれますが、途中下車や寄り道はできません。

このように、バスとタクシーの中間的な交通手段となります。

なお、車両は通常のタクシー車両を使用し、料金は通常のタクシーと同様、車両1台の金額です。

■利用できる方 行田市民（行田市に住民登録されている方）で

「75歳以上の高齢者」または「障害者手帳をお持ちの方」

※事前に利用者登録が必要です。

■運行日

毎日（ただし、年末年始〔12/29～1/3〕を除く）

■利用時間

午前8時30分～午後5時（予約は利用日の3日前から可能です）

■運行区域

行田市内及び秩父鉄道ソシオ流通センター駅前（秩父鉄道新駅）

※乗り降りできる場所は、別紙の「指定乗降場所一覧」でご確認ください。

○運行パターンは ①利用者自宅前 → 指定乗降場所

②指定乗降場所 → 利用者自宅前

③指定乗降場所 → 指定乗降場所 のいずれかとなります。

※1 「利用者自宅前→利用者自宅前」という運行パターンはありません。

※2 自宅前まで乗り入れができない場合は、自宅に最も近くで停車できる場所での乗降となります。

※3 途中下車や寄り道はできませんので、ご注意ください。

■利用料金

タクシーメーター料金に応じて4段階

タクシーメーター料金	利用料金（利用者負担額）
2,000 円未満	500 円
2,000 円以上 3,000 円未満	1,000 円
3,000 円以上 4,000 円未満	1,500 円
4,000 円以上	2,000 円

※1 タクシーメーター料金には、迎車料金が含まれます。

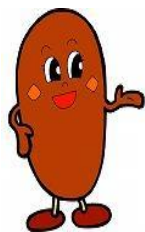
※2 障害者割引など他の割引を適用の際は、割引後の料金がタクシーメーター料金となります。

■利用できる

昭和タクシー株式会社 0120-23-4415

タクシー会社

熊谷構内タクシー株式会社 0120-818-315



裏面もご覧ください

令和6年12月28日をもちまして、運行を終了しました。

利用方法等について

- 1 利用登録 利用登録申請書に必要事項をご記入の上、市役所交通対策課（18番窓口）へご提出ください（代理申請も可能です）。
 - 持参していただくもの・・・顔写真（縦3cm×横2.4cm）
障害者手帳の写し（障害者の方）
 - ※1 申請書は利用者1人につき1枚必要
 - ※2 顔写真は、原則1年以内に撮影されたもので、脱帽して正面を向き、顔が大きく（1円玉程度の大きさで）はっきり写っているもの（タクシー運転手が判別できるもの）
 - ☆申請から2週間程度で、市役所から「利用登録者証」（以下「登録者証」）が郵送されます。登録者証は、デマンドタクシーの予約及び乗車の際に必要となります。
- 2 利用方法
 - ①別紙「指定乗降場所一覧」から、乗り降りしたい場所の番号と名称を確認します。
 - ②登録者証をご用意の上、タクシー会社を選んで電話し、配車を予約します。
 - ・昭和タクシー(株) 0120-23-4415／熊谷構内タクシー(株) 0120-818-315
 - ※車椅子（折り畳めるもののみ積載可）をご利用の方は、必ず予約時にお伝えください。運転手が積み下ろしをお手伝いします（乗り降りの介助はできません）。

★予約の例：～『自宅』から『市役所』へ行く場合～

《利用者》	「行田市デマンドタクシーをお願いします。登録番号△△番の□□（氏名）です。自宅から『H-1番・市役所』まで、今から利用したいのですが。」 ※「〇月〇日の〇時に」のように、日時を指定することも可能です。
《タクシー会社》	「□□（氏名）さんの自宅から『H-1番・市役所』ですね。〇〇分ほどお迎えにあがれます。登録者証をご用意の上、自宅前でお待ちください。」

☆乗るとき（登録者証の提示）

《運転手》	「デマンドタクシーを予約された□□（氏名）さんですか？登録者証を拝見します。ご予約の乗降場所『市役所』までお送りします。」
-------	---

☆降りるとき（利用料金の支払）

《運転手》	「到着しました。メーター料金が■●円なので、利用料金〇〇円を頂戴します。」
-------	---------------------------------------

【よくあるご質問】

- ・乗車後に行き先を変更したり、途中で寄り道したりできるの？
→できません。当初指定の乗降場所に到着後、料金を精算の上、改めて予約をお取りください。
- ・目的の乗降場所に到着後、用事が済むまでタクシーに待っていてもらうことはできるの？
→できません。改めて予約をお取りください。
- ・利用回数に制限はあるの？
→ありません。何回でも利用できます。
- ・利用登録した者でないとデマンドタクシーに乗れないの？
→利用登録した方の付き添いであれば、家族や友人など誰でも同乗できます。



☆登録・利用方法等について、詳しくは下記までお問い合わせください。

行田市役所 交通対策課 TEL 556-1111（内線 284）